

各県立学校長 殿

教 育 長

新型コロナウイルス対策における「感染拡大防止対策期」への移行を受けた
学校の対応について（1月13日～31日）

県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、本日行われた第90回香川県新型コロナウイルス対策本部会議にて、「感染拡大防止対策期」に移行することが決定されました。

1月13日から31日の間、学校における感染症対策について特に対応いただきたい点をまとめました。県内外の感染が急速に増加していることや、オミクロン株による学校に関連した感染拡大も懸念されることなどから、早期の情報収集や感染症対策が必要となります。各校においては、注意喚起と感染症対策の徹底をお願いします。

なお、本通知により、文部科学省が示す学校の行動基準は、「レベル2」に移行することを申し添えます。

記

1 児童生徒及び教職員の心身状況の把握、心のケア等

- ・ 風邪症状等がなかったか土日等授業日以外を含めた毎日の健康観察を家庭で行うことができるよう、健康観察表を改善し、活用すること。
- ・ 本人やその家族に風邪症状等がある場合は、登校や出勤を控えるよう周知徹底し、出席停止扱いとする等、柔軟な対応をとること。
- ・ 配備したサーマルカメラ等を活用し、登校時の体温を測定したり、健康観察表等の確認をしたり、できれば教室に入る前に健康観察を行うこと。
- ・ サーマルカメラを適宜移動させ、集会の前後や部活動前後の健康観察に活用する等、各校の状況に合わせ、効果的な活用について検討及び実施すること。
- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援ができるよう、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応すること。
- ・ 感染の判明や濃厚接触者の特定等により、部活動の試合に出場できなかつたり、学校行事が延期になったりすることで、一部の児童生徒に非難が集中し、いじめや差別を受けることがないように、適切に指導すること。
- ・ コロナワクチン接種は、児童生徒や保護者の希望によって行われるものであり、接種・未接種の意思がともに尊重されるようにすること。特に、接種・未接種の児童生徒が判別されることのないように注意すること。
- ・ ワクチン接種による欠席や副反応による体調不良等で欠席した場合は、出席停止とする等、本人に不利が生じないように、柔軟に対応すること。

2 児童生徒及び教職員が感染者及び濃厚接触者、接触者に特定された場合の対応

下記に該当する場合、本人や保護者から学校に速やかに連絡をするよう、協力依頼をし、学校は連絡体制を整備しておくこと。

(1) 感染者と判明した場合

(2) 濃厚接触者及び接触者に特定された場合

※ (1) 及び (2) に該当した場合、速やかに管理職を中心とした関係職員と情報共有を図った上で、担当課へ連絡すること。

※ 状況により、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業を行う場合は、様式⑤を保健体育課へ提出すること。

※ (2) の検査結果を必ず報告すること。

※ 濃厚接触者や接触者に特定されたり、陽性が判明したりした場合は、速やかに担任や顧問等に報告するよう、周知すること。

※ 児童生徒及び教職員が感染者となった場合、濃厚接触者等の特定に必要な情報の提供等、保健所に協力するとともに、学校医と相談の上、学校感染対策検査実施事業の活用を図ること。

3 各教科や特別活動等における感染症対策

(1) 各教科における対応

- 各教科における「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討すること。
- できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはさせず、器具や用具を共有で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。

(2) 特別活動等についての対応

- 修学旅行等の宿泊を伴う活動については、緊急事態宣言対象区域及びまん延防止等重点措置区域での活動は、原則として行わない。また、宿泊を伴う活動で、これらの区域以外の区域や県内での活動も、訪問先の状況等を勘案の上、実施の可否を検討すること。五色台少年自然センター、屋島少年自然の家での集団学習は、日帰りのみ受け入れを行う。
- 宿泊を伴わない活動の実施においても、地域や学校、訪問先の感染状況に鑑み、実施の可否を検討するとともに、事前指導を含め、感染症対策を徹底すること。

4 部活動

(1) 実施の可否について

	区分	実施の可否
ア	自校のみの練習	○
イ	県内の学校との練習試合を含めた交流・合同練習等	
ウ	県内大会等への参加	
エ	全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連、高文連等が主催する大会等への参加	×
オ	県内及び県外での宿泊を伴う活動（上記エを除く）	
カ	県外での練習試合等への参加、県外からの選手・チーム・指導者等の招へい、県外の卒業生等の練習参加	

(2) 実施上の留意点について

- ・ 全国大会等の出場が決定した場合、PCR検査実施要領（県立学校版）に従って、関係課へ連絡し、学校感染対策検査実施事業の活用を図ること。
- ・ 顧問による活動開始前の健康観察を徹底し、少しでも体調に不安のある生徒については、部活動に参加させないことを徹底すること。
- ・ 昼食をとる時は、食事の前後での手洗いを徹底し、例えば、一方向を向いて食事をとる等、飛沫を飛ばさない工夫をすること。
- ・ 部活動ガイドラインを遵守し、より短時間で効果的な活動とすること。
- ・ 日常の活動については、校長が顧問等から活動計画等を提出させ、最新の感染状況や教師に係る負担等も含めて、学校として組織的に活動の可否を判断すること。
- ・ 練習試合を含めた交流・合同練習等や大会参加等については、校長が実施計画・大会要項等を十分に確認した上で判断し、決定すること。
- ・ 参加については、本人及び保護者の意思を確認するとともに、それを尊重すること。また、活動の参加の意思を確認する場合は、一般的に不参加を表明しにくいことを踏まえ、意思表示がしやすい雰囲気づくりに努めること。
- ・ 主催団体が示す感染予防対策ガイドラインや本県が示している通知を踏まえ、感染予防を徹底した上で参加すること。
- ・ エにおいて、生徒及び教職員が県外で活動した場合及び県外からのチーム等と活動した場合は、帰県後または活動終了後、14日間は行動記録をとること。
- ・ 活動前後における交流会や懇親会等への参加については、厳に慎むこと。
- ・ 感染のリスクが高い活動については、慎重に検討を行うこと。
- ・ 用具等については、可能な限り共有を避けること。
- ・ 部室等の利用については、15分以内の短時間の利用とし、人との距離が最低1メートル確保できるようにし、一斉に利用しないこと。

(3) 文化部活動においては上記に加え、特に次の点に注意すること。

① 定期演奏会等の開催について

- ・ 定期演奏会等の開催については校長が慎重に判断すること。
- ・ 開催する場合は感染症対策を徹底した上で実施することとし、県外の学校等との交流を行ったり、県外にいる指導者や卒業生を参加させたりしないこと。また、県が示す「催物（イベント等）の開催に係る留意事項（※）」や「感染防止策チェックリスト」に基づき適切に対応するとともに、できる限り時間を短縮し簡略化して行うこと。

(※https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kikikanri/covid19_event3.html)

- ### ② 合唱等を行う場合は、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和2年12月10日 文部科学省初等中等教育局長・文化庁次長連名通知）等を遵守すること。

5 その他

- ・ 香川県作成の「新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針」や香川県教育委員会作成「学校における感染症予防対策ガイドライン ver.3」に示されている内容を確認し、留意すること。

- ・ 昼食時等、食事の前後での手洗いを徹底し、一方向を向いて食事をとる、食事中は会話をしない等、飛沫を飛ばさない対策を徹底すること。
- ・ 授業及び部活動終了後は、児童生徒間で会食をせず、速やかに帰宅するよう、周知すること。
- ・ マスクの着脱については、これまでの通知を遵守し、健康状態等様々な理由でマスクを着用するまたはできない児童生徒に対して、いじめや差別を受けることがないように、適切に指導すること。
- ・ 気候上可能な限り、常時換気を行い、常時換気が難しい場合は、30分に1回以上数分間程度、窓を全開にし、換気を行うこと。
- ・ 学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症による出席停止及び臨時休業中は、自宅待機をするよう、保護者に協力依頼をすること。また、その間、発熱等の風邪症状がある場合は、速やかに病院受診をし、主治医に身近な人が感染している旨を伝えるよう、周知しておくこと。
- ・ 本通知に示していない感染症対策についても、文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.11.22 Ver.7)」を参照し、全教職員が対応に当たるとともに、教職員も自身の健康観察に努めること。
- ・ 1月12日時点において、ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業（令和4年3月31日まで）及び感染拡大傾向時の一般検査事業が実施されているため、対象となる児童生徒及び教職員がいる場合は、本人や保護者に対し、本事業について情報提供等すること。（令和3年12月22日付け3教保第10298号及び下記URL参照）

https://www.pref.kagawa.lg.jp/yakumukansen/kansensyoujouhou/kansen/kagawa_pcrkensa_muryo.html

- ・ 濃厚接触者及び感染者やその家族等はもちろんのこと、県外等校区外からの転入生等が、不当な理由でいじめや差別を受けることがないように、人権に最大限配慮するとともに、該当の児童生徒及び教職員が学校に復帰しやすいよう、環境を整えること。